

第 1 1 号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 3 月 5 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例(平成9年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号柱書中「、イ又はウ」を「又はイ」に改め、同号アを次のように改める。

- ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円((オ)に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
- (ア) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者(同項第2号に該当する者のうち、同号イに掲げる障害の種類にあつては同号イに定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号ウに掲げる障害の種類にあつては同号ウに定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)がある場合
- (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ウ) 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある場合
- (エ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であつて、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある場合にあつては、これに相当する日として市長が別に定める日)から1年以内である場合
- (オ) 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

第6条第1項第3号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、「令第6条第2項に規定する金額」を「158,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同項に次の1号を加える。

- (6) 市税(本市以外の市区町村に納付すべきものを含む。)を滞納していない者であること。

第7条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第3号ア(オ)」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(入居者資格の制限)

第7条の2 市長は、世帯構成と整備をする市営住宅の規模、設備又は間取りとの関係を考慮して必要があると認めるとき、又は特定の目的のために市営住宅の整備をするときは、当該市営住宅の全部又は一部の住戸について、その入居者の資格に制限を加えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 市営住宅の管理(第4条―第41条)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理(第42条―第46条)</p> <p>第4章 社会福祉事業等への活用(第47条―第53条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第54条―第67条)</p> <p>第6章 補則(第68条―第71条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市営住宅の管理</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が<u>ア又はイ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア又はイ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円((オ)に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</u></p> <p><u>(ア) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者(同項第2号に該当する者のうち、同号イに掲げる障害の種類にあっては同号イに定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号ウに</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 市営住宅の管理(第4条―第41条)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理(第42条―第46条)</p> <p>第4章 社会福祉事業等への活用(第47条―第53条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第54条―第67条)</p> <p>第6章 補則(第68条―第71条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市営住宅の管理</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が<u>ア、イ又はウ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア、イ又はウ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 法第23条第1号イで定める場合 令第6条第1項に規定する金額</u></p>

掲げる障害の種類にあつては同号ウに定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある場合

(エ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であつて、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実婚関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として市長が別に定める日)から1年以内である場合

(オ) 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

(削る)

イ ア _____ に掲げる場合以外の場合 158,000 円

(4)・(5) (略)

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第2項に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に規定する金額

(4)・(5) (略)

<p><u>(6) 市税(本市以外の市区町村に納付すべきものを含む。)を滞納していない者であること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前条第1項第3号ア(オ)に掲げる市営住宅の入居者は前条第1項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>(入居者資格の制限)</p> <p><u>第7条の2 市長は、世帯構成と整備をする市営住宅の規模、設備又は間取りとの関係を考慮して必要があると認めるとき、又は特定の目的のために市営住宅の整備をするときは、当該市営住宅の全部又は一部の住戸について、その入居者の資格に制限を加えることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は前条第1項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
--	---